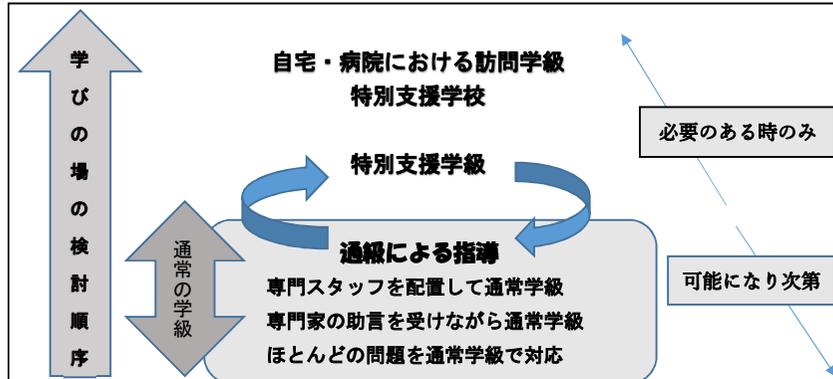


連続性のある多様な学びの場の理解～子どもの自立に向けて～

特別支援学級に就学の場合も学びの場が固定されることはなく、中学校卒業後の進路（高校進学等）を見据え、何よりも子どもの将来を第一に考えます。特に、中学校で自閉症情緒学級に在籍している子どもは、特別支援学校ではなく、通常の高校を目指すことになります。そこで、早い段階から通常学級で生活し、一斉指導で学習する力を育成できるように子どもたちの発達状況等を考慮しながら、通常学級への転籍を検討します。

（文部科学省資料参照）



- 専門スタッフ → 特別支援教育学級支援員
- 専門家の助言 → 特別支援学校の特別支援教育コーディネーター
福祉分野（児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業など）
- 通常学級で対応 → 担任、授業担当者

個別の教育支援計画

子ども一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成します。

個別の教育支援計画を活用して、本人や保護者の思いを共有し、有効な支援が継続されるようにします。

巡回相談

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターは、学校等の求めに応じて訪問による相談を行います。

幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、必要な支援の内容や方法について、学校等の先生方と一緒に検討をし、助言を行います。

【相談窓口】 就学前の子どもの教育相談、学校見学：宇土市学校教育課学務係
Tel：(0964) 22-6500 mail:gakumu01@city.uto.lg.jp
就学中の児童生徒の相談：市内各小中学校

保護者の皆様へ

子ども一人一人が輝き 楽しい学校生活を 送るために

このリーフレットは、すべての保護者の皆様に特別支援教育への理解を深めていただき、学校と家庭が連携して、お子様の成長と共に歩んでいただくことを願い、作成しました。



うとしまめざ とくべつしえんきょういく 宇土市が目指す特別支援教育とは

子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行うことが特別支援教育です。宇土市では、子どもたちが自分の得意・不得意を理解し、必要に応じて周りに援助を求めながら、よりよく生きようとする姿を自立と捉えています。

宇土市の特別支援教育は、すべての子どもたちの自立に向けて、【安心して学べる学校】【わかりやすい授業】を目指します。

宇土市教育委員会

うとし 宇土市では…

すべての子どもたちが安心して学校で学び、授業が分かり、楽しい学校生活ができるよう、市教育委員会、幼稚園・保育所、学校、福祉等の関係機関と連携して取り組んでいます。

宇土市の小中学校には、多様な学びの場があります

通常学級

合理的配慮、ユニバーサルデザインの視点を基に授業づくりをおこなっています。少人数指導や教科担任による授業もあります。宇土市特別支援教育学級支援員が配置される場合もあります。35～40名を基準に編制します。

特別支援学級

弱視、難聴、知的、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語、自閉症情緒といった障がい種別の学級で、子どもの教育的ニーズに応じた教育を行います。8名以内を基準に編制します。

交流・
共同学習

通級による指導教室

通常学級に在籍し、週に1～2時間程、主に「自立活動」を通して、学習スキル、ソーシャルスキル、身体を動かしながらバランス感覚を高める学習などを行います。



特別支援学校

障がい種別に応じた専門性の高い教育を行います。熊本県内には24校あります。※特別支援学校には「言語障がい」「自閉症情緒障がい」の学級はありません。

【学びの場の柔軟な見直し】

就学時に小学校6年間、中学校3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。通常学級や特別支援学級以外にも、通常学級に在籍しながら通級による指導教室を利用することも可能です。

学校や教育委員会は、子どもの発達や学習状況等を確認し、中学校卒業後の進路や将来の姿を見据えた上で、子どもや保護者と十分に話し合いながら、学びの場の見直しを行います。

就学先（学びの場）の決定における

年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保護者（年中）	①子どもの状況を知る。 ②幼稚園・保育園等の先生と就学先について相談する。 ③学校見学、教育相談を受ける。 ④必要な場合は、医療機関等で発達検査や医師の診断を受ける。											
保護者（年長）	同意書提出 就学時健康診断 必要に応じて次の書類を市教育委員会が求めることもあります。 ・医師の診断書 ・発達検査結果等											
保護者（小1～）	必要に応じて次の書類を学校に提出してください。 ・医師の診断書 ・発達検査結果 医師の診断書や意見書、発達検査結果は客観的な資料として必要な場合があります。医療機関の予約が取りづらいため、早期の受診をお勧めします。											
教育委員会	第1回教育支援委員会 第2回教育支援委員会 就学時健康診断通知 第3回教育支援委員会 就学先決定通知 入学通知書発送											
											在校生	新1年生

★【小学校新1年生】

特別支援学級への就学を希望される場合は、原則、年長児の7月までに同意書（市教育委員会内に様式有り）の提出が必要になります。そのため、年中児の段階から教育相談を受けるなど、就学への準備を進めましょう。

※7月までに同意書の提出が難しい場合は、早めに市教育委員会へご相談ください。
 ※必要に応じて、発達検査の結果や医師の診断等を求めることがあります。

★【小中学校在校生】

通常学級から特別支援学級、または特別支援学級から通常学級への転籍を希望される場合は、在籍している小中学校と相談・協議を重ねたうえで就学先を決定し、教育支援委員会に諮ります。7月までに就学先が決定できるよう早めに準備を進めましょう。

※在校生については、市教育委員会への同意書の提出は不要です。在籍している学校にご相談ください。
 ※必要に応じて、発達検査の結果や医師の診断等を求めることがあります。